

第1章 第3期旭川市地域福祉計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が、地域においてその人らしくいきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して、地域社会で支える仕組みをつくることです。

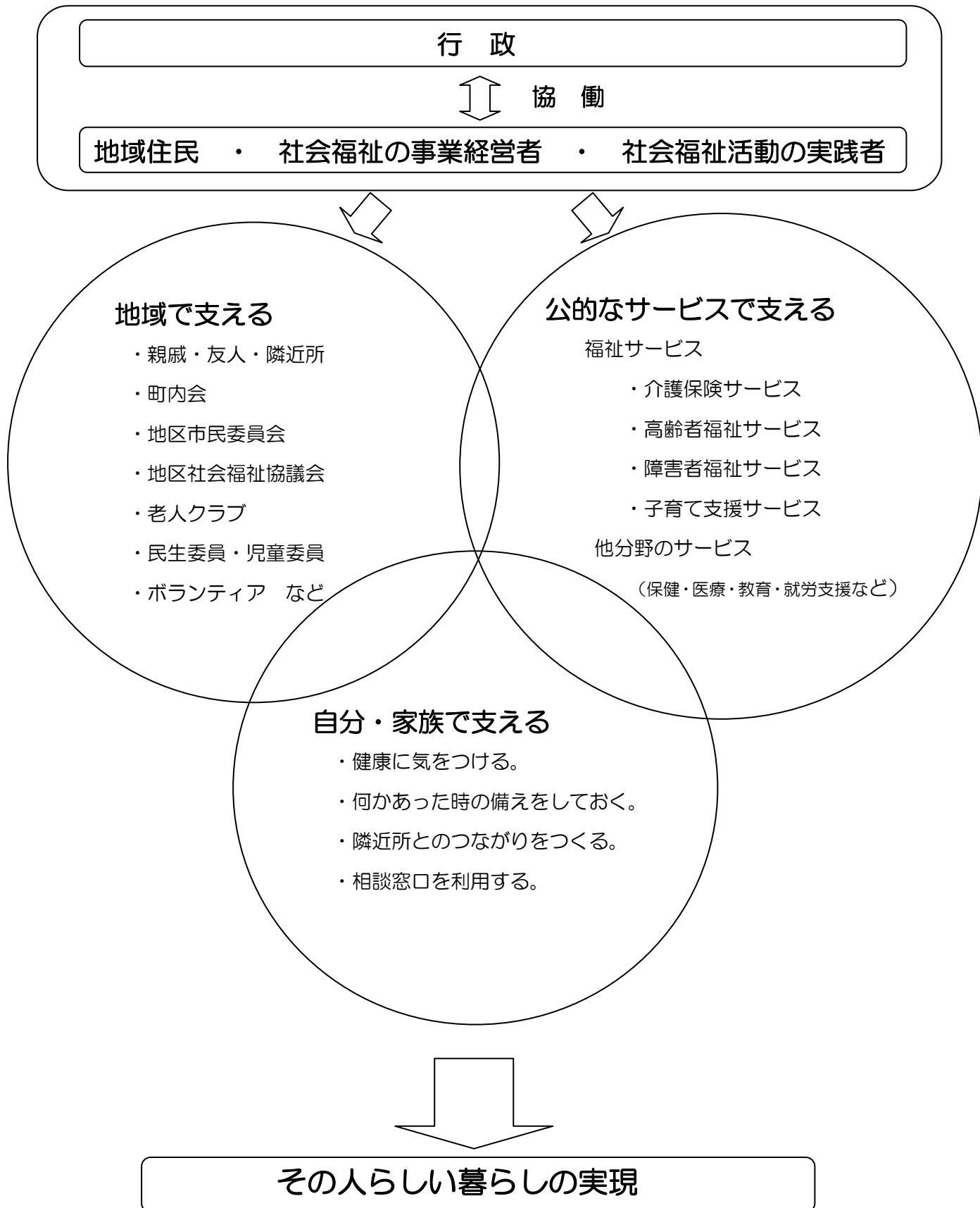
少子高齢化の進行，単身世帯の増加，働き方などの生活様式の多様化に伴い，近隣住民の関係が希薄化し，さらに厳しい経済情勢や雇用環境が長期化していることも影響して，社会的に孤立する人が生じやすい環境となっており，自殺やひきこもり，生活困窮，児童や高齢者，障害者の虐待などの問題が深刻さを増しています。

行政が行う福祉サービスは，高齢者福祉施策，障害者福祉施策，子育て世帯に対する福祉施策といった分野ごとに整備されてきていますが，困り事を抱えている人の中には，複数の要因が複雑に絡み合って解決が困難な状況となっている人も多く，一つの分野の福祉サービスだけでは，問題解決にまで至らない場合があります。また，福祉制度の対象とならない人（制度の谷間にある人）の抱える問題や，多様化する住民ニーズに対しては，行政が行う福祉サービスだけでは十分に対応できないといった状況が生じています。

このような状況の中，地域における支え合いや助け合いが大切であることが再認識されてきています。また，分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく，支援を必要とする本人が，様々な福祉サービスや地域福祉活動等の中から，自分らしく生活するために必要なものを自ら選択し，組み合わせて利用していくことを支援する仕組みが求められています。

だれもが安心して暮らすことができる地域を創るためには，地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して，すべての人がその人らしく暮らしていくことを支える仕組みをつくること，つまり，「地域福祉」を推進していくことが必要です。

【その人らしい暮らしを支える仕組み】



2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、社会福祉の事業経営者、社会福祉活動の実践者、行政が協力して地域福祉を推進することを目的として定める計画です。

平成12年に改正された社会福祉法で、地域福祉の推進が掲げられ、地域福祉計画についての規定が設けられました。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 第3期旭川市地域福祉計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に「第1期旭川市地域福祉計画」を、平成21年3月に「第2期旭川市地域福祉計画」を策定し、市民（地域住民，社会福祉活動の実践者），事業者（社会福祉の事業経営者），行政が協力して、すべての市民が心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創るための取組を推進してきました。

平成25年度末で第2期旭川市地域福祉計画の計画期間が終了することから、地域福祉をさらに推進していくために、第1期・第2期計画の基本理念を引き継ぎながら、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて第2期計画を見直し、「第3期旭川市地域福祉計画」を策定します。

4 計画期間

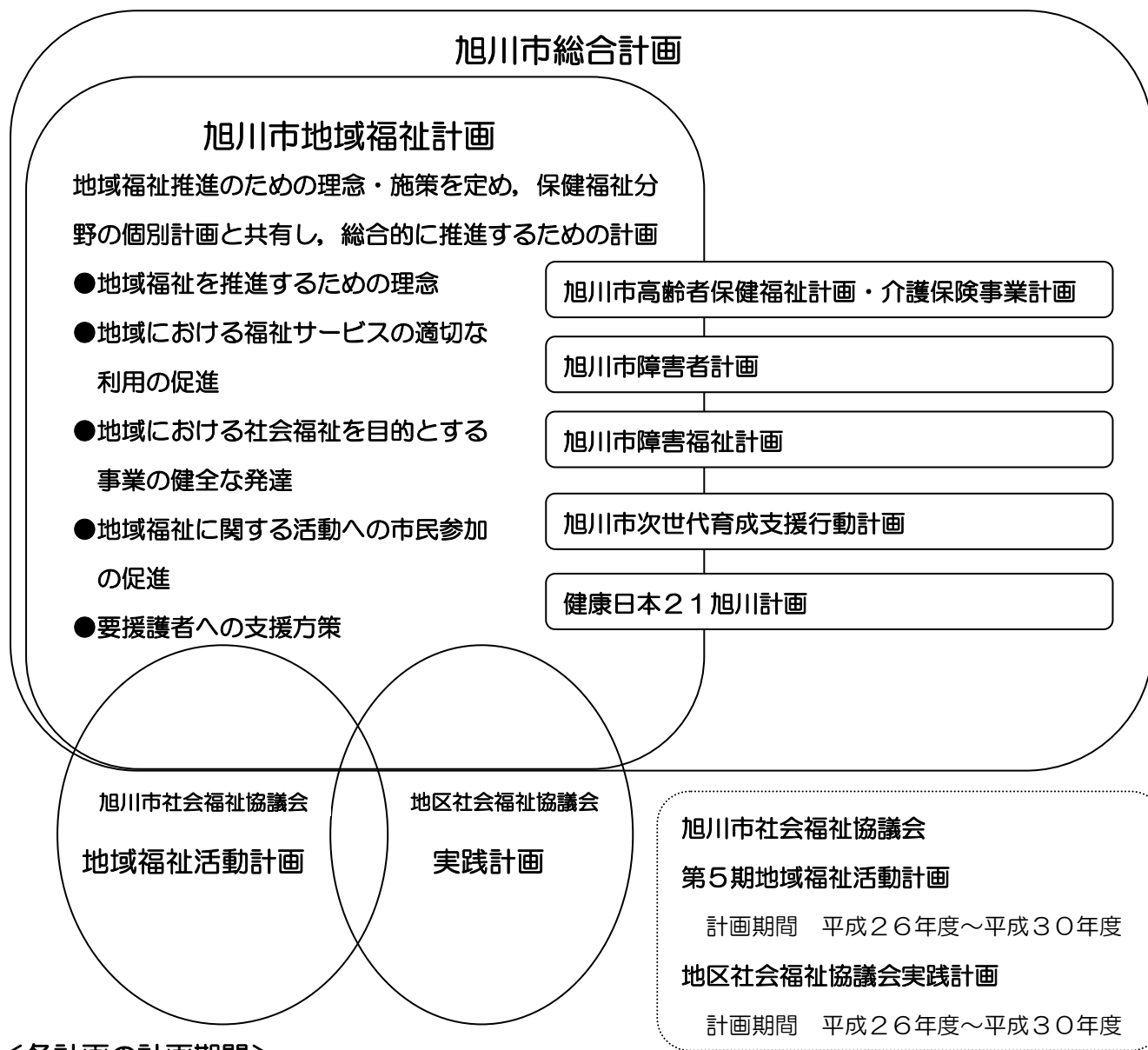
平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

5 計画の視点と位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に位置付けられるもので、第7次旭川市総合計画（平成18年度～平成27年度）を上位計画とする計画であり、本市の地域福祉推進に当たっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを保健福祉分野における各個別計画（「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「旭川市障害者計画」、「旭川市障害福祉計画」、「旭川市次世代育成支援行動計画」、「健康日本21旭川計画」）と共有し、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、この計画は、地域福祉推進のために、市民（地域住民，社会福祉活動の実践者），事業者（社会福祉の事業経営者），行政がともに取り組む方向を示すものであり、旭川市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が策定する市民の福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉活動計画」、地域特性を活かした地域福祉活動の計画である「地区社会福祉協議会実践計画」と相互に連動しながら、地域福祉を推進します。

【旭川市地域福祉計画の位置付け】



<各計画の計画期間>

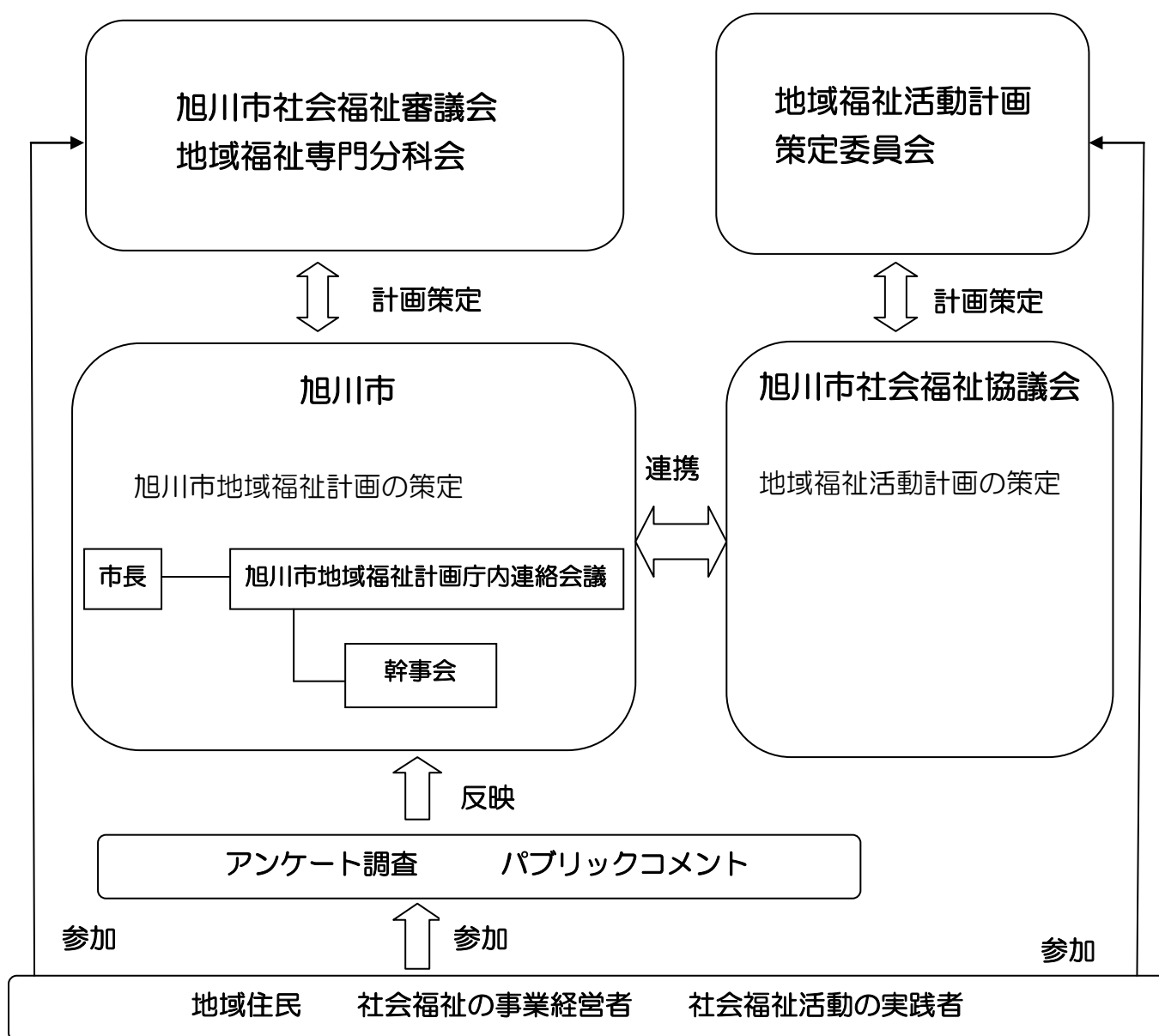
第7次旭川市総合計画	平成18年度～平成27年度
第3期旭川市地域福祉計画	平成26年度～平成30年度
第5期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
第2次旭川市障害者計画	平成18年度～平成27年度
第3期旭川市障害福祉計画	平成24年度～平成26年度
旭川市次世代育成支援行動計画	平成22年度～平成26年度
第2次健康日本21旭川計画	平成25年度～平成34年度

6 計画の見直しに当たって

計画の見直しに当たっては、地域福祉に関わる様々な立場の方の意見を反映させるため、審議会の設置、アンケート調査等を実施しました。

庁内に地域福祉計画連絡会議を設け、地域福祉の推進に関する課題の整理や、地域福祉を推進するための庁内の取組について検討を行いました。

また、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する課題の抽出や、地域福祉を推進するための施策について検討しました。



(1) 旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

計画の見直しに当たり、幅広く専門的な意見を取り入れるため、旭川市社会福祉審議会に、委員12名からなる地域福祉専門分科会を設置し、地域福祉に関する課題の抽出や計画案の審議を行いました。

(2) アンケート調査（住民参加型高齢者生活支援等推進事業）

農村部・郊外地区5地区において、地域に対する思いや地域の課題を把握するためのアンケート調査を行いました。

(3) 旭川市地域福祉計画庁内連絡会議

旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的として設置した「旭川市地域福祉計画庁内連絡会議」（関係課長で構成）や「幹事会」（各課関係係長で構成）において地域福祉に関する課題の整理や計画案の検討を行いました。

(4) 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会と連携し、地域福祉における課題の抽出や、地域福祉を推進するための施策について検討しました。

(5) 意見提出手続（パブリックコメント）

「旭川市地域福祉計画（案）」

・実施期間 平成26年1月23日～平成26年2月24日